

# SONOCOM

## 第62期 定時株主総会 招集ご通知

### 日 時

2024年6月26日（水曜日）  
午前10時

### 場 所

東京都目黒区目黒本町二丁目15番10号  
株式会社ソノコム 本社3階  
※昨年と会場が変更となっておりますのでご留意ください。  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 目 次

第62期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
計算書類	15
監査報告	24
[株主総会参考書類]	
第1号議案：剰余金処分の件	27
第2号議案：取締役5名選任の件	28
第3号議案：監査役1名選任の件	31
第4号議案：取締役に対する譲渡制限付株式 の割当てのための報酬支給の件	32

証券コード 7902  
2024年6月5日

株 主 各 位

東京都目黒区目黒本町二丁目15番10号

**株式会社 ソノコム**

代表取締役社長 高 木 清 啓

## 第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、「投資家情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sonocom.co.jp/>  
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ソノコム」または証券「コード」に「7902」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都目黒区目黒本町二丁目15番10号  
株式会社ソノコム 本社3階  
※昨年と会場が変更となっておりますのでご注意ください。  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第62期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件
4. 招集にあたっての決定事項  
議決権行使書用紙に賛否の意思表示がない場合の取扱い  
各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

株主総会資料の電子提供制度が開始されましたが、当社は、本年の株主総会について従来どおり株主総会資料を書面でお届けしました。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表
- ② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

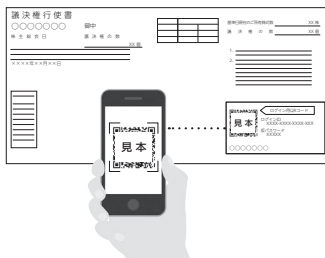


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

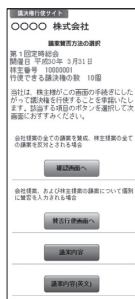
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

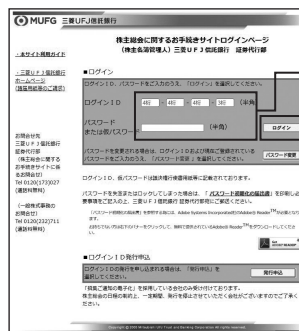


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、社会経済活動の正常化が進むなか、インバウンド需要の回復などにより景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、円安の進行、原材料価格の高騰、ウクライナや中東地域での地政学的リスクなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が属するスクリーン印刷用製版業界におきましては、主要顧客である電子部品業界において、半導体不足が緩和されたものの、スマートフォンやPC・タブレットなどの情報通信関連向けの部品やEV等の自動車関連向けの各種電子部品の需要が低調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社におきましては、高度化する市場ニーズに対応するべく高付加価値製品の開発、高精度製品の安定生産、生産効率の向上に取り組んで参りました。

以上の結果、売上高につきましては、製品売上高18億43百万円（前事業年度比7.2%減）、商品売上高2億91百万円（前事業年度比14.9%増）となり、売上高合計21億34百万円（前事業年度比4.7%減）となりました。

利益面におきましては、営業利益は製品売上高の減少及び原材料価格の高騰等の影響により、営業利益1億37百万円（前事業年度比40.0%減）、経常利益は、投資有価証券の償還益や為替の影響により3億80百万円（前事業年度比13.4%増）、当期純利益につきましては、2億40百万円（前事業年度比43.5%増）となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### ② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資は総額3億19百万円であります。

その主なものは、本社新社屋に加え、製品の受注増に向けての生産装置と検査機器の導入などの投資であります。

#### ③ 資金調達の状況

社債及び新株発行による資金調達は行っておりません。

## (2) 財産及び損益の推移

区 分	第 59 期 2021年 3 月期	第 60 期 2022年 3 月期	第 61 期 2023年 3 月期	第 62 期 (当事業年度) 2024年 3 月期
売 上 高 (百万円)	1,980	2,287	2,238	2,134
経 常 利 益 (百万円)	178	355	335	380
当 期 純 利 益 (百万円)	111	290	167	240
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	30.38	79.17	46.10	67.20
総 資 産 (百万円)	8,974	9,447	9,127	9,620
純 資 産 (百万円)	8,108	8,419	8,479	8,779

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当社は顧客の要求する高精度な製品をより効率的に生産・販売出来るように取り組んでまいります。

- ①販売体制につきましては、営業同士の情報連絡を密にすると共に工場の技術・製造と一体となり、顧客ニーズを的確に把握し、迅速に対応する事で、拡販を図ってまいります。
- ②生産体制につきましては、生産設備を有効利用し、高精度製品の安定供給を行ってまいります。
- ③技術体制につきましては、高精度製品の安定供給のための技術サポートと共に他社と差別化できる製品の開発を行うため、新しい技術に積極的にチャレンジしてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2024年3月31日現在)

主に電子業界向けのスクリーン印刷用版（電子部品の生産、プリント回路板の表面実装、液晶デバイスの生産用等）の製造販売及び印刷機、スキージ等のスクリーン印刷用資材の仕入販売を行っております。

(6) **主要な営業所及び工場** (2024年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 目 黒 区
玉 川 工 場	神 奈 川 県 川 崎 市
松 戸 工 場	千 葉 県 松 戸 市

(7) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
109 (18) 名	1名増(1名減)	40.8歳	18.4年

(注) 使用人は就業人員であり、臨時使用人は( )内に年間平均人員を外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 12,936,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,000,000株 (自己株式1,415,036株含む)
- (3) 株主数 1,892名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
岨野俊雄	707千株	19.7%
有限会社ケイエスシー	538千株	15.0%
岨野公一	446千株	12.4%
INTERACTIVE BROKERS LLC	269千株	7.5%
ソノコム社員持株会	120千株	3.3%
日本生命保険相互会社	66千株	1.8%
段貴久子	64千株	1.8%
みずほ証券株式会社	57千株	1.5%
三菱UFJ信託銀行株式会社	46千株	1.2%
岨野弘子	43千株	1.2%

- (注) 1.当社は、自己株式を1,415,036株保有しておりますが、上記大株主からは控除しております。  
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2024年3月31日現在)  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	嶋 野 公 一	
代表取締役社長	高 木 清 啓	
取 締 役	宮 寺 利 宗	業 務 部 長
取 締 役	阿 部 謙 太	松 戸 工 場 長 兼 営 業 部 長
取 締 役	鈴 木 清	鈴 木 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 日 栄 工 業 株 式 会 社 社 外 取 締 役 株 式 会 社 F J ネ ク ス ト ホ ー ル デ ィ ン グ ス 社 外 取 締 役
常 勤 監 査 役	水 落 豊 成	
監 査 役	内 藤 貴 昭	弁 護 士 法 人 霞 門 法 律 事 務 所 ( 弁 護 士 )
監 査 役	落 合 智 治	落 合 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長

- (注) 1.取締役鈴木清氏は、社外取締役であります。  
2.監査役内藤貴昭氏及び監査役落合智治氏は、社外監査役であります。  
3.監査役水落豊成氏は、当社に1983年4月に入社し製造や営業の職に従事し、2019年1月より監査室長を務め、通算36年にわたり当社業務に従事しており、当社の業務に精通しております。  
4.監査役落合智治氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
5.当社は、鈴木清氏及び内藤貴昭氏、落合智治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	77 (5)	64 (5)	13 (0)	－ (－)	5名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	13 (5)	11 (5)	1 (0)	－ (－)	3名 (2名)
合 計	91	76	14	－	8名

(注) 1.業績連動報酬等は、賞与でありその内容は、「(3)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。

2.取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第29期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名であります。

3.監査役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第29期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

4.上記基本報酬には、以下のものが含まれております。

当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額12百万円（取締役5名に対し11百万円（うち社外取締役1名に対し0百万円）、監査役3名に対し1百万円（うち社外監査役2名に対し0百万円））。

5.取締役の業績連動報酬につきましては、当期の業績及び当期純利益を総合的に勘案したうえで決定しております。なお、当期純利益を指標としている理由は、取締役賞与は業績に連動させることが望ましいとの考えのもと、指標としての分かりやすさ、1株当たり当期純利益との連動性が高いことなどを勘案し採用したものであります。なお、2024年3月期の当期純利益は2億40百万円であります。

6.取締役会は、代表取締役社長高木清啓に対し各取締役の基本報酬の額及び各取締役の役位、職責、貢献度を踏まえた賞与の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会に原案を諮問し、その答申を踏まえ決定しております。また、取締役会がその妥当性等について確認しております。

## (3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定

方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の役位、職責、貢献度に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定しております。取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給しております。

③業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績及び株価向上への意欲を高めるため当期純利益を参考にした金銭報酬（賞与）とし、各期の業績、貢献度、過去の支給実績並びに従業員賞与の水準等を勘案し、取締役会で総額を決定いたします。金額の決定にあたり具体的な基準値の設定はありません。賞与を与える時期は毎年一定の時期としております。

④基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の役位、職責、貢献度並びに業績等を総合的に勘案して決定しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の役位、職責、貢献度を踏まえた賞与の配分といたします。代表取締役社長は、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を踏まえ決定をしなければならないこととしております。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監督することとしております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木清氏と当社は、顧問契約を締結し、税務に関する専門的な助言を受けておりますが、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、同氏が社外取締役として取締役会の監督機能を果たすうえで、特段の支障はないものと判断しております。

なお、同氏は日栄工業株式会社の社外取締役、株式会社F Jネクストホールディングスの社

外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役落合智治氏は、落合公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鈴木 清	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に財務及び税務の専門家としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、社外監査役と緊密に連携し、当社の経営課題に対する社外役員間での認識共有を図るなど、当社の企業価値向上にも寄与されており、期待する役割を果たしております。
監査役 内藤 貴昭	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役 落合 智治	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会においては、必要に応じ、財務及び会計の専門家としての専門的見地から発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分出来ませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、顧客満足の充実及び株主利益の向上のため、コンプライアンス規程を制定し、取締役が法令及び定款等を遵守するとともに、リスク管理体制の強化、内部統制システムの拡充を図っております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図っております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、原則月1回開催し、重要な項目についての意思決定を行い、その意思決定に基づき各部門長が出席する各会議において、具体的な業務遂行の打合せを行い、その打合せに基づき、業務を展開する体制をとっております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、社会人としての正しい姿勢・行動規範を厳守することに努めております。また、組織・職制・職務分掌に関する規程及び職務権限規程により、職務の範囲や権限を定め、適正な牽制が機能する体制をとっております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。そのため取締役及び使用人は、取締役会の日程を監査役に連絡し出席を依頼しております。また、次のような緊急事態が発生した場合は、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告することとしております。  
(1) 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれがある法律上または財務上の諸問題  
(2) その他当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ⑦ その他監査役が、実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査役は、取締役及び使用人から、上記のとおり、重要事項について常に報告を受け、また調査を必要とする場合には各部署に要請して、監査が効率的に行われる体制をとっております。また監査役3名で構成する監査役会を月1回以上開催し、重要事項について協議するほか、年4回、監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題点につき協議しております。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保しております。
- ⑧ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要  
当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。また、当社の内部統制責任者は、毎月内部統制の進捗状況を取締役会へ報告しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,368,303</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>583,980</b>
現金及び預金	4,187,185	支払手形	219,910
受取手形	24,824	買掛金	53,414
売掛金	611,060	未払金	32,815
電子記録債権	29,596	未払費用	77,868
有価証券	360,823	未払法人税等	133,152
商品及び製品	3,020	預り金	7,609
仕掛品	47,930	賞与引当金	40,419
原材料及び貯蔵品	81,660	役員賞与引当金	14,440
前払費用	15,970	設備関係支払手形	4,350
未収還付法人税等	2,268	<b>固 定 負 債</b>	<b>257,208</b>
その他	3,961	退職給付引当金	5,964
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,252,582</b>	役員退職慰労引当金	194,124
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,035,371</b>	繰延税金負債	57,119
建物	678,989	<b>負 債 合 計</b>	<b>841,188</b>
構築物	7,963	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械及び装置	215,239	科 目	金 額
車両運搬具	2,466	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,516,529</b>
工具、器具及び備品	26,971	資 本 金	925,750
土地	1,092,435	資 本 剰 余 金	1,405,550
建設仮勘定	11,305	資 本 準 備 金	1,405,550
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>9,632</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>7,074,860</b>
電話加入権	1,990	利 益 準 備 金	190,106
ソフトウェア	7,641	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,884,754
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,207,579</b>	別 途 積 立 金	4,800,000
投資有価証券	1,943,988	繰 越 利 益 剰 余 金	2,084,754
保険積立金	254,625	<b>自 己 株 式</b>	<b>△889,631</b>
その他	8,965	評 価 ・ 換 算 差 額 等	263,168
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,620,886</b>	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	263,168
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,779,697</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,620,886</b>



# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,134,286
売上原価	1,522,693
売上総利益	611,593
販売費及び一般管理費	474,547
営業利益	137,045
営業外収益	
受取利息・配当金	3,001
有価証券利息	74,235
有価証券償還益	100,475
助成金収入	1,297
受取保険金	9,479
為替差益	52,845
雑収入	2,204
営業外費用	
雑損	185
経常利益	380,398
特別利益	
受取弁済金	300
特別損失	
本社移転費用	1,020
税引前当期純利益	379,678
法人税、住民税及び事業税	128,327
法人税等調整額	10,451
当期純利益	240,899

# 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
					別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	925,750	1,405,550	1,405,550	190,106	4,800,000	1,879,703	6,869,810	△889,631	8,311,478	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△35,849	△35,849		△35,849	
当 期 純 利 益						240,899	240,899		240,899	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	205,050	205,050	-	205,050	
当 期 末 残 高	925,750	1,405,550	1,405,550	190,106	4,800,000	2,084,754	7,074,860	△889,631	8,516,529	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	168,152	168,152	8,479,631
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△35,849
当 期 純 利 益			240,899
株主資本以外の項目の 事業年度中 の変動額(純額)	95,016	95,016	95,016
事業年度中の変動額合計	95,016	95,016	300,066
当 期 末 残 高	263,168	263,168	8,779,697

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却であります。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

機械及び装置 4～7年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退任時に支給される慰労金の支払に備えるため、社内規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に電子部品業界向けにスクリーン印刷用のスクリーンマスク、フォトマスク及び印刷用資機材の販売を行っております。これらの製品及び商品は、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。印刷機等の機械販売については、顧客が検収した時点において顧客が当該印刷機等の機械の支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,359,427千円

### 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,000,000株	－株	－株	5,000,000株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,415,036株	－株	－株	1,415,036株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年6月28日開催の第61期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 35,849千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2024年6月26日開催の第62期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・配当金の総額 43,019千円
- ・1株当たり配当額 12円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月27日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

短期的な運転資金及び設備投資資金等、すべて自己資金でまかなっております。

余資については、安全性が高く、流動性のある金融商品を選択して運用しております。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、「その他有価証券」に分類される短期及び長期保有を目的とした株式、債券及び投資信託であり、市場価格の変動に晒されております。また、一部を外貨建て債券等で運用しており、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金、未払金、未払法人税等及び設備関係支払手形は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程にしたがい、年4回の与信枠見直しを実施しております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券、投資有価証券及びデリバティブ取引につきましては、取引の実行及び管理について、取締役会の決議事項となっております。また、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
投資有価証券	2,101,284	2,101,284	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券」、「支払手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「設備関係支払手形」については、現金であること、及び短時間で決済されるため時価が帳簿価額に近似的なものであることから、記載を省略しております。なお、「投資有価証券」には、1年以内に償還予定の債券が含まれております。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	22,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	141,640	—	—	141,640
債券	—	1,307,139	—	1,307,139
投資信託	—	652,504	—	652,504
資産計	141,640	1,959,644	—	2,101,284

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、債券及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。投資信託は、取引所終値もしくは公表等されている基準価額によっており、レベル2に分類しております。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

役員退職慰労引当金	59,402千円
ゴルフ会員権評価損	13,440千円
退職給付引当金	1,825千円
賞与引当金	12,368千円
その他	14,849千円

繰延税金資産小計	101,884千円
評価性引当額	△72,842千円

繰延税金資産合計	29,042千円
----------	----------

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△86,161千円
--------------	-----------

繰延税金負債合計	△86,161千円
----------	-----------

繰延税金負債の純額	△57,119千円
-----------	-----------

## 6. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
製品	1,843,284	1,843,284
商品	291,002	291,002
顧客との契約から生じる収益	2,134,286	2,134,286
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	2,134,286	2,134,286

(2)収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,449円03銭

(2) 1株当たり当期純利益 67円20銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(注) 計算書類の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社 ソノコム

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 原 伸 夫  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 吉 田 延 史  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソノコムの2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

株式会社ソノコム監査役会

常勤監査役	水	落	豊	成	㊞
社外監査役	内	藤	貴	昭	㊞
社外監査役	落	合	智	治	㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社株式1株につき金12円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は43,019,568円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏 名 (生年月日) 取締役会出席状況	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	その こういち 岨野 公一 (1959年10月7日生)  17回/17回	1983年4月 当社入社 1991年2月 当社企画部長 1991年6月 当社取締役業務管理本部長就任 1992年7月 当社専務取締役技術管理本部長就任 1996年6月 当社代表取締役社長兼業務管理本部長就任 2005年6月 当社代表取締役社長兼業務部長就任 2012年6月 当社代表取締役社長就任 2017年6月 当社代表取締役会長就任 (現任)	446,864株
<p><b>【選任理由】</b> 当社の取締役として培った企業経営及び業界に関する幅広い知見と経験を有しており、これらの知見・経験を、当社が目指す企業経営、経営計画の実現等に活かし、強いリーダーシップによる当社の企業価値の持続的向上を期待し、取締役として適任と判断しております。</p>			
2	たかぎ きよひろ 高木 清啓 (1955年2月9日生)  17回/17回	1980年4月 当社入社 1994年1月 当社営業開発本部長 1994年6月 当社取締役玉川事業本部長就任 2005年4月 当社取締役営業技術部長就任 2010年4月 当社取締役玉川工場長就任 2010年6月 当社常務取締役営業技術部長兼玉川工場長就任 2012年6月 当社取締役開発営業部長就任 2013年3月 当社取締役技術部長就任 2015年4月 当社取締役開発部長就任 2016年10月 当社取締役業務部長兼開発部長就任 2017年4月 当社取締役業務部長就任 2017年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)	17,400株
<p><b>【選任理由】</b> 当社の代表取締役社長に就任して以降当社の経営全般を担っております。現在は、代表取締役社長として、その豊富な経験および知見をもとに職責を十分に果たしており、当社の企業価値の持続的向上を期待し、取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 取締役会出席状況	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	みやでら としひろ 宮寺 利宗 (1975年9月3日生) 17回/17回	1996年4月 当社入社 2017年7月 当社業務部長 2020年6月 当社執行役員業務部長就任 2022年6月 当社取締役業務部長就任(現任)	2,000株
<p><b>【選任理由】</b>          当社の管理部門の責任者を歴任し、総務、経理・財務に関する豊富な経験と実績を有しております。同氏は当社の経営強化および人材育成、業務効率化の推進において、その職責を十分に果たしており、当社および当社の継続的な成長のために適切な人材であると判断して取締役候補者としております。</p>			
4	あべ けんた 阿部 謙太 (1978年6月25日生) 17回/17回	2000年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員営業部長就任 2022年6月 当社取締役松戸工場長兼営業部長就任(現任)	2,500株
<p><b>【選任理由】</b>          入社以来製造部門、営業部門に携わり、幅広い業務経験および知識を有しており、現在は営業部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大を担っております。          これらの経験および実績を当社経営に活かすことができる人材であると判断して取締役候補者としております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日) 取締役会出席状況	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
5	すずき きよし  鈴木 清 (1945年11月4日生)  17回/17回	1970年11月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 1975年11月 公認会計士登録 1977年4月 税理士登録 1983年10月 鈴木公認会計士事務所開設(現任) 1992年2月 日栄工業株式会社 社外取締役(現任) 2000年6月 株式会社FJネクストホールディングス 社外取締役(現任) 2015年6月 当社取締役就任(現任)	4,200株
	<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>豊富なキャリアと専門的知見を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただいております。取締役会においても積極的に意見をいただくことで、社外取締役として業務執行に対する適切な役割を果たしていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> <p>なお、当社は同氏と顧問契約を締結し、税務に関する専門的助言を受けておりますが、株主の皆さまとの間に利益相反が生じるおそれはなく、同氏が社外取締役として取締役会の監督機能を果たすうえで、特段の支障はないものと判断しております。</p>		

- (注) 1.取締役候補者岨野公一氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
- 2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 3.鈴木清氏は、社外取締役候補者であります。
- 4.鈴木清氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- 5.鈴木清氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役落合智治氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
おちあいともはる 落合 智治 (1969年2月2日生)	1990年 10月 太田昭和監査法人入所 1994年 3月 公認会計士登録 2006年 7月 落合公認会計士事務所開設 (現任) 2016年 6月 当社社外監査役就任 (現任)	－ 株

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.落合智治氏は、社外監査役候補者であります。

3.社外監査役候補者の選任理由及び独立性

①同氏は、2006年7月に落合公認会計士事務所を設立されました。財務及び会計に精通し、経営者として幅広く高度な知見と長年の豊富な経験により、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。

②同氏は、当社又は当社の特定事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなくまた過去2年間に受けていたこともありません。

また、過去10年間に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者となったことはありません。

③同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

4.落合智治氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

5.落合智治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。



#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、1991年6月27日開催の第29期定時株主総会において、年額100百万円以内（使用人兼取締役の使用人給与を含みません。）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める事を目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、本株主総会で第2号議案が原案どおり承認可決されまると、同じく5名（うち社外取締役1名）となります。

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

##### 1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

##### 2. 対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年30,000株を上限といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

##### 3. 対象取締役に割当てする譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、

「本割当株式」といいます。 ) 。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任等した場合、又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割当てるのが相当である理由

当社は2021年11月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を定めており、その概要は事業報告10ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。た、本譲渡制限付株式の価値を付与に係る取締役会決議時点の時価で評価した金額は年額30百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行

又は処分する普通株式の総数は年30,000株を上限としており、発行済総数に対する希釈化率は0.6%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

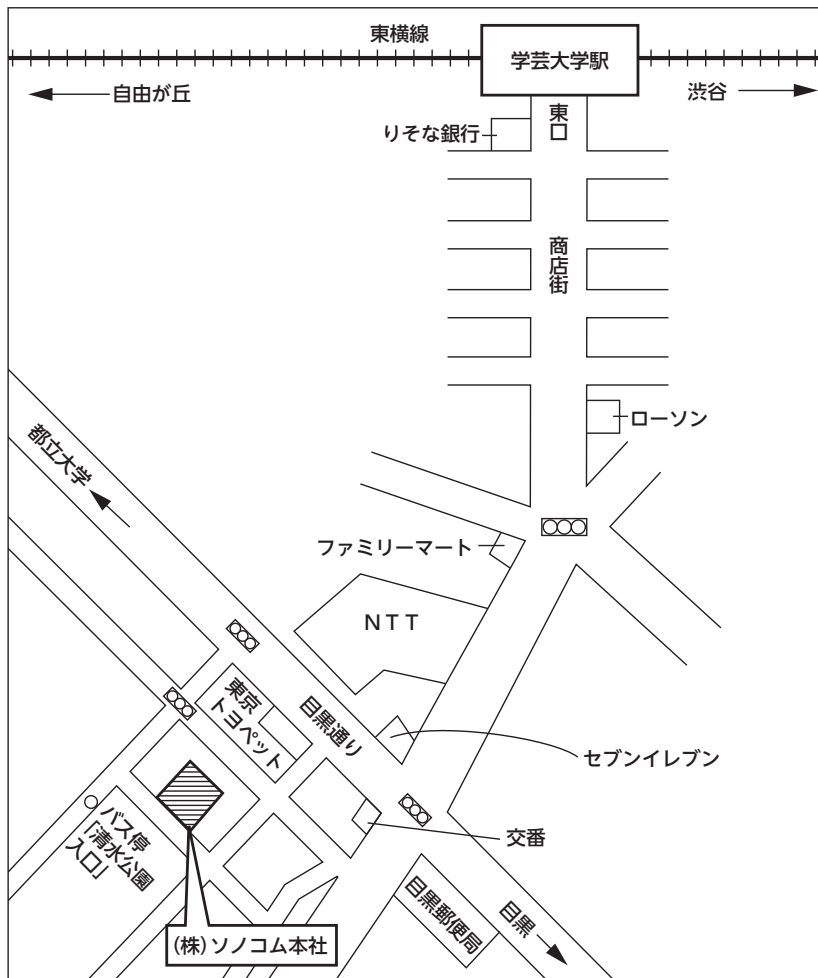
なお、本制度により対象取締役等に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

(ご参考)

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の従業員に対しても上記譲渡制限付株式と同内容の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会 場** 東京都目黒区目黒本町二丁目15番10号  
 本社 3階  
**交 通** 東急・東横線 学芸大学駅下車 東口より徒歩12分  
 J R目黒駅西口より東急バス  
 大岡山小学校行き、「清水公園入口」下車徒歩1分

